

徳島県告示第六百八十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により意見を聴取したので、同条第三項の規定により、聴取した意見の概要について次のとおり公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和四年十二月九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグストアモリ国府店

徳島市国府町桜間字銭亀四〇番三ほか

二 法第八条第一項の意見の対象となつた届出に係る告示

令和四年徳島県告示第四百九十号（大規模小売店舗立地法の規定による届出があつた件）

三 法第八条第一項の規定により徳島市から聴取した意見の概要

1 駐車需要の充足等交通に係る事項

必要台数を確保し、周辺交通の妨げにならないよう対策を講ずること。
駐車場の用に供する部分については、駐車場法等の基準によること。
出入口付近の交通渋滞対策及び安全対策を講ずること。

2 歩行者の通行の利便の確保等

全ての人が安全かつ快適に利用できる施設となるよう配慮すること。
歩行者の安全を確保するとともに、周辺市道に損傷が生じないよう対策を講ずること。

3 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

一般廃棄物については可燃ごみ及び資源ごみに分別し、減量化を図るとともに、資源ごみについてはリサイクルに努めること。

古紙類については、リサイクルのため古紙問屋に搬入すること。

一般廃棄物の発生抑制及び再利用並びに適正な処理については、徳島市の施策に協力すること。

4 騒音の発生に係る事項

施設運営時における騒音の低減に努めること。

周辺住民と騒音問題が生じた場合は誠実に対応すること。

5 廃棄物に係る事項等

産業廃棄物と一般廃棄物とを適正に分別すること。

分別した廃棄物については、関係法令に基づき適正に処理すること。

6 街並みづくり等への配慮等

周辺景観との調和及び街並みの連続性に配慮し、著しく不調和となる意匠・形態、色彩等は避けること。

四 意見の縦覧場所、期間及び時間

1 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課

2 縦覧の期間 令和四年十二月九日から令和五年一月九日まで

3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで